

学校いじめ防止基本方針

大東市立南郷中学校

はじめに

本校で学ぶすべての生徒が安全で安心して学校生活をおくることができるよう、「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年 9 月施行)、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月文部科学省)等の趣旨をふまえ、本校の「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

学校は、生徒たちが一日の多くの時間を過ごし、一人ひとりが自らの内に秘めている無限の可能性を開花させることができるよう、集団の中で豊かな感性を育み、学習活動やスポーツなどに取り組む場所であり、安全で安心して楽しく学習や生活ができる場所であってはならない。

しかし、社会が急激に変化し多様化・複雑化する中、生徒たちを取り巻く環境も大変厳しい状況にある。そのような中、生徒たちの中で人間関係を巡るトラブルやいじめ等の事象も生起している。

いじめは重大な人権侵害事象であり、被害生徒が人間関係に自信をなくしたり、登校できなくなったりするようなケースも起こりうる事象である。時には、自ら尊い命を絶つという事象につながる可能性もある深刻な問題である。また、いじめは加害と被害の立場が入れ替わったり、傍観者や観衆としてはやし立てたり、面白がったりする存在になるなど、どの生徒も関わる可能性がある事象である。

いじめは「どの子にも起こりうるものである」ことを全教職員が認識し、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識のもと、学校教育活動のすべての場面で一人ひとりの生徒を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、それぞれの生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち取組みを進め、いじめの未然防止に努めなければならない。そして、生徒のわずかな変化に対しても、これをキャッチできるアンテナの高さと、いじめが疑われる場合は学校長の指示のもと、いじめ対応担当教員を中心とした組織的な対応を行い早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

2. いじめ防止のための具体的な取組み

(1)いじめ防止等の対策のための組織と役割

①いじめ対策会議

構成：学校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対応担当教員(児童・生徒支援コーディネーター)、各学年主任、教務主任、養護教諭

役割：学校いじめ防止基本方針の策定、取組みの進捗状況の確認、いじめ防止基本方針見直し等

②生徒指導部会

構成：生徒指導主事、各学年生徒指導担当、いじめ対応担当教員(児童・生徒支援コーディネーター)、スクールカウンセラー

役割：いじめの未然防止のための取組み
いじめ事象が生じた場合の対応

③主任会

構成：学校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、教務主任、

役割：生徒の状況についての交流と共通理解
いじめに関わる校内研修会等の企画・立案、運営

(2)いじめ防止等の取組み

①未然防止のための取組み

「いじめはどの子どもにも起こりうるものであること」を踏まえ、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点による学校教育活動を行うことが大切であることから、本校は以下のように取組む。

ア)「学び合う授業づくり」を推進し、生徒が主体的に学ぶ授業スタイルを確立していく中で、「自分のためにも、仲間のためにもしっかり学ぼう」という意識を育む。

イ)子どもどうしをつなぐ、集団づくり活動を取り入れ、学級・学年集団づくりを積極的に進める。

ウ)計画的に校内研究授業等を実施し、全教職員による授業改善研究に取り組み、生徒にとってわかりやすく、主体的に活動できる授業づくりを推進する。

②早期発見のための取組み

いじめ問題は対応が遅れ長期化する中で事案が重篤、深刻なものになることが多いことから、早期発見・早期対応が非常に重要である。日々生徒と接する教職員は、生徒のわずかな変化に対しても見逃さないよう意識するとともに、いじめが疑われる場合は、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。いじめの早期発見のために、本校では以下のように取組む。

ア)いじめに関するアンケートを年間3回実施する。アンケート結果により更に詳細な実態把握が必要になれば、再アンケートや個人面談等の取組みを行う。

イ)いじめに関する相談窓口を設置し、生徒・保護者に周知する。

ウ)学校として個人面談を実施し、生徒の心情や悩み等の把握に努める。

エ)いじめの未然防止、早期発見、また、いじめ事案への対応について教職員が共通理解を図るとともに、生徒理解、生徒指導、学級経営、授業力等について、個々の資質を向上させるために、教職員研修会を複数回開催する。

オ)定期的に実施する学年会等で生徒の状況について交流し、現状について共通認識を図る

③いじめ事案への対処の方法

- ア) いじめが疑われる事案を発見、確認した場合は、特定の教職員で抱え込まず、先ず学年主任等に報告し、その後いじめ対応担当教員を中心とする組織的な対応を行い、事実確認と適切な指導を行う。事案の解決を図るに当たり、必要に応じて市教育委員会との連携のもと、弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の外部人材を積極的に活用することで早期解決を図る。
- イ) 被害生徒及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に取り組む。具体的には、生徒との信頼関係に基づく教員による支援や、また、スクールカウンセラーの活用等も検討する。あわせて、被害生徒保護者との連携を密にし、事案解決を図る。
- ウ) 加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかにやめさせ、事実関係を確認した後、加害生徒の保護者に協力を求めながら、自ら行ったいじめ行為を自覚し十分反省するよう指導する。
- エ) いじめが起きた集団に対しては、被害生徒及び保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる中で二度といじめを起こさない集団となるよう指導する。
- オ) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるためプロバイダに対して働き掛ける等により早急に削除する措置を講じる。
- カ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所管警察と連携して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- キ) なお、いじめ等問題行動については、「問題行動への対応チャート」(平成25年8月府教育委員会)を活用し、学校として問題行動の内容・レベルに応じて組織的に対応し、問題行動の改善に努める。

④重大事案への対応

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに市教育委員会に報告を行う。市教育委員会の指導助言の下、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、調査の実施等により確認した事実関係についていじめを受けた生徒及びその保護者に適切に説明する。

3. いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が、少なくとも3か月以上止んでいること

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと(本人・保護者への面談等で確認)

ただし、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あることを踏まえ、いじめの被害生徒および加害生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。

4. 方針等の見直し

いじめ対策会議において本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ学校基本方針の見直しを図る。

5. 年間取り組み計画

	1 年生	2 年生	3 年生	学校全体
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口周知 ○「いじめチェックシート」配布 ○希望者懇談 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での様子や友人関係等の把握 ○学校あんしん生活 アンケートの実施① ○教育相談 (個人面談) ○「社会性測定用尺度」の実施① ○学期末懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口周知 ○「いじめチェックシート」配布 ○学校あんしん生活 アンケートの実施① ○教育相談 (個人面談) ○「社会性測定用尺度」の実施① ○学期末懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口周知 ○「いじめチェックシート」配布 ○学校あんしん生活 アンケートの実施① ○教育相談 (個人面談) ○「社会性測定用尺度」の実施① ○学期末懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ○第 1 回いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画の確認 ○校内研修会① <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ方針の確認 ○第 1 回いじめ対応担当教員連絡会(市教委)への参加。 ○生徒指導部会、主任会は定期的に開催。
夏 季 休 業				<ul style="list-style-type: none"> ○第 2 回いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況確認
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○学校あんしん生活 アンケートの実施② ○「社会性測定用尺度」の実施② ○学期末懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校あんしん生活 アンケートの実施② ○「社会性測定用尺度」の実施② ○学期末懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校あんしん生活 アンケートの実施② ○「社会性測定用尺度」の実施② ○学期末懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ○第 2 回いじめ対応担当教員連絡会(市教委)への参加 ○生徒指導部会、主任会は定期的に開催
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○「社会性測定用尺度」の実施③ ○学年末懇談 ○学校あんしん生活 アンケートの実施③ ○スクリーニング 	<ul style="list-style-type: none"> ○「社会性測定用尺度」の実施③ ○学年末懇談 ○学校あんしん生活 アンケートの実施③ ○スクリーニング 	<ul style="list-style-type: none"> ○「社会性測定用尺度」の実施③ ○学校あんしん生活 アンケートの実施③ ○スクリーニング 	<ul style="list-style-type: none"> ○第 3 回いじめ対応担当教員連絡会(市教委)への参加 ○第 3 回いじめ対策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ方針等見直し ○生徒指導部会、主任会は定期的に開催 ○スクリーニング(学期末)